

地区会規程

[総 則]

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会（以下本会という）組織運営規程第5条に基づき定める。

[名称および事務所]

第2条 各地区会は以下の5地区会とする。

- (1) 県北地区会
- (2) 県央地区会
- (3) 県西地区会
- (4) 県南地区会
- (5) 鹿行地区会

第3条 各地区会事務所は、各地区会で定めるところによる。

[目 的]

第4条 各地区会は本会定款(以下定款という)第3条の目的のほか、本会の地区組織強化ならびに連絡調整を図ることを目的とする。

[事 業]

第5条 定款第4条によるほか、前条の目的を達成するための事業を行う。

[会員および事業費]

第6条 地区会会員は、定款第5条に基づく会員として、本規程第2条による圏内に勤務または居住する会員とする。

- 2 勤務地、居住地が地区をまたぐ場合は勤務地とする。
- 3 地区会会員は本会の会費を完納していること。

第7条 地区会の事業費は、本会からの助成金をもってこれにあてる。

- 2 事業を行うにあたり、円滑に運営するため参加費等の会費を徴収することができる。

[役 員]

第8条 各地区会に下記の役員を置く。

- (1) 地区会代表 1名
- (2) 地区会副代表 2名
- (3) 地区会役員 6名から8名
- (4) 地区会会計責任者 1名（上記役員の兼任を認める）
- (5) 地区会幹事 1名

第9条 役員は、地区会報告会において地区会会員より選出する。

- 2 役員の中から1名の本会理事を推薦する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない事とする。

- 4 役員の欠員が生じた場合は補欠役員を地区会役員会において選出し、地区会代表者がこれを任命する。
- 5 補欠、増員により、選出された役員、監事は前任者または、現任者の残任期間とする
- 6 地区会代表者は地区会を代表し地区会の会務を処理する。
- 7 地区会副代表は代表者を補佐し、代表者事故あるときはこれを代行する。
- 8 地区会会計責任者は地区会会務に合わせて予算案、決算報告を作成し所定の期日までに財務部に提出する。
- 9 役員は各地区の実情にあわせ、総務、学術、厚生、会計など役務を分担し担当する。
- 10 地区会代表者は本会理事会の要請により、特命の役員を選任する事ができる。

[会 議]

第10条 会議は、報告会および役員会とする。

- 2 報告会は、通常報告会(年1回)と臨時報告会とし、地区会代表者が招集する。報告会報告事項は次の通りとする。
 - (1) 定款、諸規定に定める事項、および本会理事会の付託事項
 - (2) 地区会予算、決算、事業計画、その報告、役員選出および本会理事の推薦者
 - (3) 本会総会への審議付託事項、その他重要事項
- 3 臨時報告会は役員会の過半数の要請があった場合召集する。
- 4 役員会は、本会ならびに報告会報告事項の遂行、本会理事会の付託事項、その他を審議遂行する。

[会計年度]

第11条 会計年度は定款に準拠するものとする。

[規程の改廃]

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 地区会区割りは、
 県北：北茨城市，高萩市，日立市，常陸太田市，常陸大宮市，大子町
 県央：東海村，那珂市，城里町，ひたちなか市，水戸市，笠間市，茨城町，小美玉市，大洗町
 県西：桜川市，筑西市，結城市，下妻市，八千代町，古河市，五霞町，境町，坂東市，常総市
 県南：石岡市，かすみがうら市，土浦市，つくば市，つくばみらい市，守谷市，取手市，利根町，
 龍ヶ崎市，牛久市，阿見町，美浦村，河内町，稲敷市
 鹿行：鉾田市，行方市，鹿嶋市，潮来市，神栖市
 以上とし、その地域割りについては本会理事会の決議を経なければ変更することはできない。

2014.7.9 改定